

No.279
2018
4/18



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



八地申 第20号

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」 申し入れ提出

八王子地本は、これまでも組合員のみならず労働者の代表として意見を集約し時間外労働の縮減、年次有給休暇の時季指定における取得率向上や 33 発動における厳格な取り扱いなど、多くの課題を労使の真摯な議論によって改善を図ってきました。しかしながら、未だに適正な労働時間管理とは言い難い状況が散見されています。立川運転区での 36 協定違反（公休日労働 3 日）における対策を講じてきましたが、現状においても休日出勤者の杜撰な管理体制が露呈しています。また、多くの職場では、業務が増え続けている現状の中で適正な業務量と要員配置がなされていないことにより長時間にわたる過重な労働となっているのも現実です。さらには、休日出勤が前提での勤務作成や不要不急な委員会活動等の取組みが時間外労働増加の温床となっています。このような状態を放置せずに、根本問題の解決を図ることなくして、労働者が安全で健康を維持することのほか、鉄道利用者の安全を確保していくことはできません。

JR西日本において残業代未払いの発表がありました。2年間に及び改善が図られなかったことは自浄作用が働いていない証左です。近年の他企業での違法なサービス残業や長時間労働での過労自殺の問題は決して他人事ではありません。JR東日本としても他山の石として当事者意識をもって足元を見つめる必要があります。その意味でも「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」「労働時間等改善見直しガイドライン」に基づいて現実を直視し、適正な労働時間管理を行っていかねばなりません。

今後、加速する人口減少問題と合わせて私たち自身の働き方の問題など抜本的に見直す時期が来ます。だからこそ、今、急激な世代交代を迎えるなか、要員問題や技術継承・技能伝承など新たな課題が山積していることに目を背けずしっかりと見つめ改善を図ることが何よりも重要なのです。

法令遵守できる職場体制と組合員が「安全・健康・ゆとり・働きがい」を実感できる職場環境の実現を目指し、時間外労働等の更なる縮減に向けた議論を求めます。したがって、下記の通り申し入れます。真摯な回答を要請します。

記

1. これまでの労使議論及び「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」また「労働時間等改善見直しガイドライン」に基づいた時間外労働の縮減等における対策を具体的に示すこと。
2. 36 協定の時間外労働の限度時間に対する特別延長時間の改正として 45 時間から 35 時間へと変更する根拠を明確にすること。また、今改正を実施することによる効果と課題を示すこと。
3. 36 協定締結にあたっては、労働基準法の趣旨に踏まえ事業場単位での締結とすること。

団体交渉は4月20日9:30より行います。